

国立大学法人和歌山大学公益通報者保護規程

制 定 平成25年2月22日

法人和歌山大学規程第1365号

最終改正 令和4年11月9日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における公益通報者の保護、公益通報の処理その他必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 法令違反等行為 公益通報者保護法の通報対象法律、その他の法令、本学の規則等に違反する行為。
- (2) 通報対象行為 法令違反等行為が生じ、又はまさに生じようとしている行為。
- (3) 公益通報 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、本学の業務に従事する役員若しくは教職員（以下「役職員」という。）の通報対象行為について通報すること。
- (4) 公益通報者 役職員及び派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する者（以下「役職員等」という。）及び公益通報の前1年以内に役職員等であった者で公益通報を行った者。
- (5) 被通報者 通報対象行為を行い通報された者。

(総括責任者)

第3条 本学における公益通報の処理に関する総括責任者は、総務担当の理事をもって充てる。

(通報窓口)

第4条 本学における公益通報又は公益通報に関する相談（以下「公益通報等」という。）に対応するため、通報窓口を総務課総務係に設置する。

2 通報窓口を担当者を置き、総務課総務係に所属する事務職員をもって充てる。

(公益通報制度の周知・教育)

第5条 総括責任者は、通報窓口、公益通報等の方法その他必要な事項を役職員等に周知し、公益通報の重要性を認識させることに努める。

(公益通報等の方法)

第6条 公益通報等は、原則として自らの氏名及び連絡先を明らかにした上で、電話、電子メール、ファクシミリ、文書又は面会で行うものとする。ただし、匿名により公益通報等が行われた場合に、通報窓口は当該公益通報等を信ずるに足りる相当の理由、証拠等があるときに限り、これを公益通報として受け付けることができる。

(通報の受付等)

第7条 通報窓口において、公益通報を受け付けたときは、総括責任者へ報告するとともに、速やかに当該公益通報を受け付けた旨を当該公益通報者に通知するものとする。

2 前項の公益通報を受け付けたときは、通報対象行為を確認できる資料等の提出を求めることができる。

公益通報者保護規程

3 第1項で報告を受けた総括責任者は、その内容を速やかに学長に報告しなければならない。

4 本学の通報窓口以外の役職員等が、公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口に連絡し、または当該公益通報者に対し通報窓口に公益通報するように助言しなければならない。
(通報に対する措置)

第8条 総括責任者は、当該通報対象行為に係る調査の実施の有無等を、当該公益通報者に速やかに通知しなければならない。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

2 被通報者は、単に通報等がされたことのみをもって、解雇その他いかなる不利益な取扱いを受けない。

3 調査を行う場合、必要に応じて調査委員会を設置することができる。

4 前項の調査委員会の構成員は、その都度総括責任者が決定し、事案に関係する者を調査委員会に加えないものとする。

5 調査に係る記録・資料を閲覧・共有することが可能な者は必要最小限に限定し、その範囲を明確にするものとする。

6 調査を終えたときは、当該公益通報者に対し、当該調査結果を通知するものとする。

7 前2項に規定する調査に関する記録については、文書記録の閲覧やデータへのアクセスに制限を付すなどを行った上で、必要な期間保管するものとする。

(是正措置等)

第9条 総括責任者は、調査の結果、法令違反等行為が明らかになったときには、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じなければならない。

2 前項の規定により是正措置等を講じたときは、学長に報告するとともに、当該公益通報者に対して是正措置等の結果を通知し、必要に応じて関係行政機関に対し、当該調査及び是正措置等に関し報告を行うものとする。

3 学長は、当該法令違反等行為に関与した役職員等に対し、就業規則等に基づき懲戒処分等を行うことができる。

(監事への報告)

第10条 総括責任者は、第7条第3項及び前条第2項の報告を行ったときは、監事にも報告するものとする。

(被通報者等への配慮)

第11条 第8条第6項及び第9条第2項の規定により公益通報者に通知するときは、当該公益通報に係る被通報者又は当該調査に協力した者の名誉、プライバシーを侵害することのないように配慮しなければならない。

(守秘義務)

第12条 総括責任者、通報窓口の関係職員及び調査を実施する者（以下、この条及び次の条において「関係職員等」という。）は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、関係職員等でなくなった後も、同様とする。

(範囲外共有の禁止)

第13条 関係職員等は、公益通報者及び調査に協力した者から得た情報を、公益通報者及

び調査に協力した者が予め明示的に同意しない限り、当該公益通報に対応する関係職員等以外に共有してはならない。

(公益通報者等の保護)

第14条 公益通報等を行った者（以下「公益通報者等」という。）は、公益通報等を理由として、解雇（派遣契約等により本学において就労する者にあつては、当該契約の解除。）その他いかなる不利益な取扱い（公益通報者が役員である場合にあつては、解任を除く。）も受けない。

2 総括責任者は、公益通報者等に対して通報者の探索、不利益な取扱い及び職場内での嫌がらせ等が行われていないかを把握し、行われている場合は、公益通報者等を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(不正目的の通報禁止)

第15条 公益通報者等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正目的の通報を行ってはならない。

(準用)

第16条 第2条第4号に規定する者以外からの通報については、この規程を準用する。

(個別規程の適用)

第17条 この規程の定めにかかわらず、通報事実に関し、適用を受けるべき個別の規程等（以下「個別規程等」という。）が定められている場合には、当該個別規程等の定めるところにより必要な措置をとるものとする。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成25年2月22日から施行する。

附 則（平成29年1月11日一部改正：法人和歌山大学規程第1866号）

この改正規程は、平成29年1月11日から施行する。

附 則（令和4年11月9日一部改正：法人和歌山大学規程第2479号）

この改正規程は、令和4年11月9日から施行し、令和4年6月1日から適用する。